

## ■ 健康保険法（抄）

（運営委員会の職務）

第7条の19 次に掲げる事項については、理事長は、あらかじめ、運営委員会の議を経なければならない。

一・二 （略）

三 協会の毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算

四～六 （略）

2・3 （略）

（財務諸表等）

第7条の28 協会は、毎事業年度の決算を翌事業年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

2 協会は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他厚生労働省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、これに当該事業年度の事業報告書及び決算報告書（以下「事業報告書等」という。）を添え、監事及び次条第二項の規定により選任された会計監査人の意見を付けて、決算完結後二月以内に厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

3 財務諸表及び事業報告書等には、支部ごとの財務及び事業の状況を示すために必要な事項として厚生労働省令で定めるものを記載しなければならない。

4 （略）

## ■ 船員保険法（抄）

（船員保険協議会の職務）

第7条 協会の理事長（以下「理事長」という。）は、次に掲げる事項の立案をしようとするときは、あらかじめ、船員保険協議会の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。

一・二 （略）

三 協会の毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算（船員保険事業に係る部分に限る。）

四 協会の重要な財産の処分又は重大な債務の負担（船員保険事業に係るものに限る。）

五 （略）

2 理事長は、前項各号に掲げる事項については、協会における船員保険事業に係る業務の円滑な運営を確保する観点から、健康保険法第7条の19第1項の規定により運営委員会（同法第7条の18第1項に規定する運営委員会をいう。以下同じ。）の議を経なければならない。ただし、前項第2号の運営規則の変更のうち厚生労働省令で定める軽微なものについては、理事長は、運営委員会の議を経ないで行うことができる。

### 3・4 (略)

#### (区分経理)

第9条 協会は、船員保険事業に関する業務に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

#### (健康保険法の特例)

第10条 第5条の規定により協会が同条各号に掲げる業務を行う場合には、健康保険法第7条の19第1項第2号中「変更」とあるのは「変更(船員保険事業に関する事項で船員保険法第7条第2項の厚生労働省令で定める軽微なものを除く。)」と、同法第7条の20中「運営委員会」とあるのは「運営委員会及び船員保険法第6条第1項に規定する船員保険協議会」と、同法第7条の28第2項中「決算報告書」とあるのは「予算の区分に従い作成した決算報告書」と、同法第7条の37第1項中「健康保険事業」とあるのは「健康保険事業又は船員保険事業」と、同条第2項中「運営委員会」とあるのは「運営委員会又は船員保険法第6条第1項に規定する船員保険協議会」と、同法第7条の41中「この法律及びこの法律」とあるのは「この法律及び船員保険法並びにこれらの法律」と、同法第207条の2中「第7条の37第1項(同条第2項及び第22条の2において準用する場合を含む。)」とあるのは「第7条の37第1項(船員保険法第10条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)(第7条の37第2項(同法第10条の規定により読み替えて適用する場合を含む。))及び第22条の2において準用する場合を含む。)」とする。

#### (参考：健康保険法)

#### (財務諸表等)

#### 第7条の28 (略)

2 協会は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他厚生労働省令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書(以下「事業報告書等」という。)を添え、監事及び次条第2項の規定により選任された会計監査人の意見を付けて、決算完結後二月以内に厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

### ■ 全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令(抄)

#### (区分経理)

第2条 協会の会計においては、船員保険法(昭和14年法律第73号。以下「船保法」という。)に基づく船員保険事業に関する業務に係る経理については船員保険勘定を、その他の事業に関する業務に係る経理については健康保険勘定を設けて経理するものとする。

- 2 協会は、第 22 条の借入金、第 23 条の資金の運用、第 25 条の重要な財産の処分等及び第 26 条の準備金について、前項に掲げる経理の区分に従い、同項に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。
- 3 協会は、第 1 項の規定により区分して経理する場合において、経理すべき事項が当該経理に係る勘定以外の勘定において経理すべき事項と共通の事項であるため、当該勘定に係る部分を区分して経理することが困難なときは、当該事項については、厚生労働大臣の承認を受けた基準に従って、事業年度の期間中健康保険勘定において一括して経理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより経理することができる。
- 4 協会は第 13 条に規定する様式により、勘定ごとの財務諸表及びこれらの附属明細書を作成しなければならない。ただし、附属明細書について勘定別の内訳を明らかにした場合は、勘定別の附属明細書の作成は要しない。

(財務諸表)

第 12 条 法第 7 条の 28 第 2 項の厚生労働省令で定める書類は、キャッシュ・フロー計算書とする。

(財務諸表の様式)

第 13 条 貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらの附属明細書は、それぞれ様式第 2 号から第 10 号までにより作成しなければならない。

(準備金)

第 26 条 協会の準備金(法第 160 条の 2 又は船保法第 124 条の準備金をいう。次項及び第 3 項において同じ。)は、貸借対照表の純資産の部に計上しなければならない。

- 2 協会は、各事業年度において、当期末処理損失を生じたときは、準備金を取り崩してこれに充て、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。
- 3 準備金は、当期末処理損失のてん補に充てる場合を除いては、取り崩してはならない。

附 則

(船員保険事業に係る事業計画及び予算)

第 4 条 雇用保険法等の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 30 号)附則第 22 条の規定により協会が作成する船員保険事業に関する事業計画及び予算については、第 3 条から第 10 条までの規定の例によるものとし、当該事業計画及び予算の認可の申請については、第 11 条第 1 項の規定の例によるものとする。この場合において、同項の申請書には、同項第 1 号から第 4 号までに掲げる書類を添付することを要しないものとする。

(船員保険承継調整積立金)

第 5 条 雇用保険法等の一部を改正する法律附則第 29 条第 1 項の規定により協

会が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、同項の規定により協会が承継した権利に係る資産の価額の合計額から、同項の規定により協会が承継した義務に係る負債並びに同条第 2 項の規定により政府から協会に出資された金額及び雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成 21 年政令第 296 号）第 56 条の規定により協会の準備金として整理された額の価額の合計額を差し引いた額に相当する金額は、船員保険承継調整積立金として船員保険勘定の貸借対照表の純資産の部に計上するものとする。

- 2 前項の船員保険承継調整積立金は、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第 1 条第 3 号に掲げる施行の日（次項において「施行日」という。）の属する事業年度に係る利益又は損失の処理に際して、その全額を取り崩すものとする。
- 3 施行日の属する事業年度において、前項の規定により取り崩した船員保険承継調整積立金の額は、厚生労働大臣の定めるところにより、利益の処分又は損失の処理に関する書類に記載するものとする。